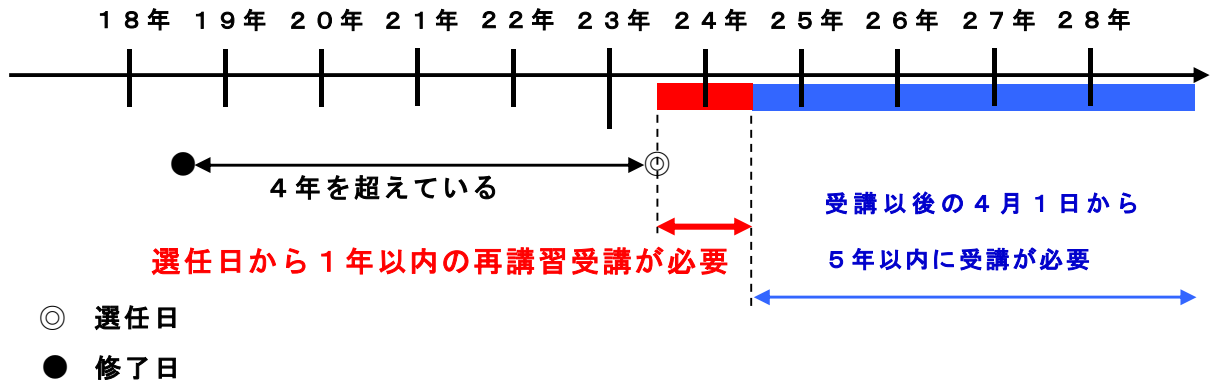


◇再講習の受講期限について

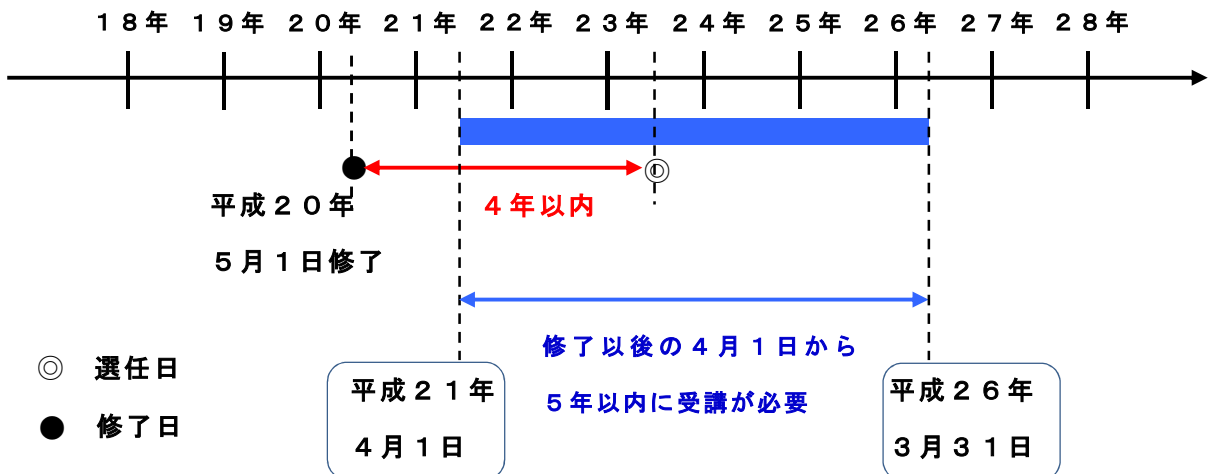
- 1 防火管理者として選任された日から4年以上前に、講習の課程を修了した方は、選任された日から1年以内に受講しなければなりません。

〈講習課程を修了した日が、選任日から4年以上経ってしまっている場合〉



- 2 防火管理者として選任された日から4年以内に、講習の課程を修了した方は、講習の課程を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に受講しなければなりません。

〈講習課程を修了した日が、選任日から4年以内の場合〉



＝お知らせ＝

【受講期限の基準が変わっています！】

平成23年6月告示改正（平成24年4月1日施行）により、受講期限の基準が変わりました。

従来の基準では、最後に講習の課程を修了した日から5年以内に再講習を受講しなければなりませんでした。新しい基準（平成24年4月1日施行）では、最後に講習の課程を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に再講習を受講しなければならないと変わりました。